

第4回 安全衛生関係指定制度運営評価会議

次 第

1 日時

平成26年6月26日（木） 16：15～17：45

2 場所

厚生労働省 労働基準局第1会議室（中央合同庁舎第5号館16階）

3 議事

（1）開会挨拶

（2）指定法人（（公財）安全衛生技術試験協会）の第1期中期計画に基づく取組の実施状況について

（3）指定法人（（公財）安全衛生技術試験協会）の第2期中期計画について

（4）その他

【資 料】

- ① 安全衛生関係指定制度運営評価会議開催要綱
- ② （公財）安全衛生技術試験協会の第1期中期計画の達成状況
- ③ （公財）安全衛生技術試験協会の第2期中期計画のポイント
- ④ （公財）安全衛生技術試験協会）の第2期中期計画
- ⑤ 「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」（平成23年10月 総務省）（抄）
- ⑥ 解答の公表について

【参考資料】

- ① （公財）安全衛生技術試験協会の第1期中期計画
- ② （公財）安全衛生技術試験協会の収支状況
- ③ 労働安全衛生関係法令に基づく指定事務の手数料の見直しについて（第3回資料）
- ④ 安全衛生関係指定制度運営評価会議の進め方について（今後のスケジュール等）

安全衛生関係指定制度運営評価会議開催要綱

1 開催目的

厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書（平成 22 年 12 月 27 日）を踏まえ、安全衛生法関係法令に基づく指定事務について、指定制度の在り方及び国家試験等の手数料が適正なものとなっているか、労働政策審議会安全衛生分科会（以下「分科会」という。）の専門委員会において検討を行ったところである。

その結果、外部の有識者で構成される安全衛生関係指定制度運営評価会議（以下「会議」という。）を開催して、指定法人の業務実施状況を確認して改善指導を行うとともに、指定事務（試験等）の手数料が適正であるかについての確認等を行うこととしたものである。

2 確認事項

本会議では、報告書で指摘を受けた、「試験業務、登録業務のコストを適正に反映した手数料になっているか」、「現在のコスト自体が適正なものか」といった観点を念頭に置きつつ、以下の事項について確認を行うこととする。

なお、本会議の確認の結果を踏まえ、厚生労働省は必要に応じて、手数料の改定、指定法人への是正勧告や指導等を行うこととする。

①事業計画、収支予算

②中期計画（独立行政法人を参考に、手数料の見直しサイクルである三年を計画期間として策定）

③手数料額の適否（指定法人における事業改善、効率化に向けた取組状況や収支状況等を確認した上で、適正な手数料額について意見を取りまとめる。）

3 構成・議事等

（１）本会議は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。

（２）本会議には座長を置き、座長は会議の議事を整理する。

（３）会議は、必要に応じ、参集者以外の者に出席を求め、意見等を聴取することができる。

（４）会議は、公開を原則とする。

4 その他

会議の庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課が行う。

安全衛生関係指定制度運営評価会議参集者名簿

○ 今村 肇 東洋大学経済学部総合政策学科教授

和田 義博 公認会計士、税理士

伊藤 彰久 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長

鈴木 睦 西松建設株式会社安全環境品質部長

北村 彰浩 株式会社神戸製鋼所人事労政部安全健康グループ長

岩崎 浩平 日本商工会議所事業部長

※ ○印は座長。

中期計画の達成状況

(公財) 安全衛生技術試験協会

項目	中期計画	実施（達成）状況																							
1. 試験業務の的確な実施 （1）試験業務の実施 イ. 試験の実施	各年度の実施計画を策定し、この計画に基づいて実施する。免許試験については、受験者の動向等に鑑み追加の試験を実施するなど適切に対処する。 ①免許試験 下記の試験実施計画（中期計画別記 1）に基づき、確実に実施。受験者の動向等をみて追加試験を実施するなど適切に対応。 各年度事業計画 <table><tr><td colspan="2"></td><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td></tr><tr><td colspan="2">学科試験（センター試験）</td><td>790 回</td><td>809 回</td></tr><tr><td colspan="2">実技試験</td><td>392 回</td><td>304 回＊</td></tr><tr><td colspan="2">出張特別試験</td><td>78 地区</td><td>74 地区</td></tr><tr><td rowspan="2">申請者数見込み</td><td>学科</td><td>173, 800 名</td><td>179, 350 名</td></tr><tr><td>実技</td><td>6, 850 名</td><td>6, 760 名</td></tr></table> ＊クレーン・デリック運転士の実技回数は 24 年度まではクレーン限定、クレーン限定なし、床上限定を別個にカウントしているが、これらは同日に実施するため、25 年度から実態にあわせ一括して 1 回としてカウントしている。			平成 24 年度	平成 25 年度	学科試験（センター試験）		790 回	809 回	実技試験		392 回	304 回＊	出張特別試験		78 地区	74 地区	申請者数見込み	学科	173, 800 名	179, 350 名	実技	6, 850 名	6, 760 名	ほぼ計画通り実施。 ①免許試験 平成 24 年度、25 年度双方について、ほぼ計画通り実施した。衛生管理者試験については、24 年度は関東センターにおいて、第 1 種、第 2 種それぞれ 2 回（計 4 回）追加実施。25 年度は、視覚障害者のために音声テープによる衛生管理者試験を 1 回追加実施。 平成 24 年度は、学科試験（センター試験）794 回、実技試験 382 回、出張特別試験は、43 都道府県の 74 地区（414 回）、申請者数は、学科 180, 348 名、実技 7, 018 名であった。 平成 25 年度は、学科試験（センター試験）809 回、実技試験 383 回、出張特別試験は、43 都道府県の 73 地区（399 回）、申請者数は、学科 174, 474 名、実技 6, 782 名であった。
		平成 24 年度	平成 25 年度																						
学科試験（センター試験）		790 回	809 回																						
実技試験		392 回	304 回＊																						
出張特別試験		78 地区	74 地区																						
申請者数見込み	学科	173, 800 名	179, 350 名																						
	実技	6, 850 名	6, 760 名																						



ロ. 学生等に対する試験

②労働安全・労働衛生コンサルタント試験

関東センターを除く 6 つの安全衛生技術センター及び東京都内 1 会場の 7 箇所で開催。以下は各年度見込み。

	平成 24 年度	平成 25 年度
筆記試験申請者	1,200 名	1,160 名
口述試験申請者	600 名	640 名

③作業環境測定士試験

第 1 種を 1 回（各センター及び都内の 8 箇所）、第 2 種を 2 回（各センターの 7 箇所）実施

	平成 24 年度	平成 25 年度
第 1 種	1,150 名	1,140 名
第 2 種	1,600 名	1,630 名

協力の要請があった場合には、積極的に協力する。
別記 2（中期計画）
① 高校生（2 級ボイラー等） 26 回 4,235 名
② 刑務所等（1、2 級ボイラー等）27 回 310 名
（参考）平成 23 年度実績

②労働安全・労働衛生コンサルタント試験

労働安全、労働衛生とも計画通り実施。
・平成 24 年度は、筆記試験受験申請者 1,147 名、口述試験受験申請者 610 名であった。
・平成 25 年度は、筆記試験受験申請者 1,142 名、口述試験受験者 430 名であった。

③作業環境測定士試験

第 1 種、第 2 種とも計画通り実施。
平成 24 年度は、受験申請者数、第 1 種 1,127 名、第 2 種 1,618 名（802 名及び 816 名）であった。
平成 25 年度は、受験申請者数、第 1 種 1,177 名、第 2 種 1,646 名（824 名及び 822 名）であった。

積極的に協力した。
平成 24 年度及び 25 年度の実績は次のとおりであった。
平成 24 年度
① 高校生 25 回実施 受験申請者数 3,913 名
② 刑務所等 27 回実施 受験申請者数 321 名
平成 25 年度
① 高校生 23 回実施 受験申請者数 3,280 名
② 刑務所等 27 回実施 受験申請者数 302 名

ハ. 試験実施に伴う過誤事案の発生防止	書類の厳正な審査、当日の本人確認の徹底、試験問題運搬の際のセキュリティの徹底など、公正で正確な試験を実施する。 過誤事案を、中期計画期間を通じてゼロ件を目標とする。	・学科試験においては、平成 24 年度、25 年度を通じて、合格者データキャンセルリスト確認漏れの事案が 2 件発生し、再発防止策を策定した。 ・実技試験については、平成 25 年 2 月のボイラー溶接士実技試験の試験板が 1 名分紛失。受験者本人の了解を得て再試験を実施。厚生労働省に報告するとともに、再発防止策を策定した。
(2) 良質な試験問題の確保 イ. 不適切な試験問題の発生防止	問題作成者間の相互チェック、各種試験委員会の適切な運営、問題の審査体制の充実を図ることによって、試験問題の内容等に関する不適切事案を中期計画期間を通じてゼロ件とすることを目標とする	・ボイラー溶接士試験において不適切事案が 1 件発生。平成 24 年 8 月及び 9 月に実施したボイラー溶接士出張特別試験に使用した試験問題のうちの 1 問が不適切であった。当該問題を全員正解として処理し（受験者数計 52 名）、厚生労働省に報告、ホームページに公表するとともに、再発防止策を策定した。
ロ. 試験問題の質の確保	・問題作成者間での十分な検討を行い、必要に応じて外部の専門家の意見等を聞いて良質な問題の作成を心がけるとともに、過去における平均点、合格率の比較を行い、識別値も目安として試験結果についての検討を行い良質な問題作成の参考とする。 ・試験問題検討委員会等を計画的に開催する。 別記 3（中期計画：各年度） 第 1 種及び第 2 種衛生管理者 6 回	・問題の識別値も参考として良質な問題の作成に心がけた（識別値 0.4 以上の問題 第 1 種衛生管理者（後期）81.3%、エックス線作業主任者 91.1%：以上平成 24 年度）。 ・第 1 種及び第 2 種衛生管理者は 24 年度、25 年度ともに 6 回開催。新たに 173 問の標準問題を作成。（標準問題累計 814 問：若干増える可能性あり） ・エックス線は平成 24 年度に 3 回開催。新たに 109

(3) 安定的かつ効率的な試験業務実施に向けた施設の整備	エックス線作業主任者 3 回 潜水土検討委員会 2 回 合計 11 回	問の標準問題を作成し、当面の検討を終了した（標準問題累計 440 問）。 ・潜水土については、平成 24 年度に潜水土は、専門家を招いて 2 回開催。ダム改修工事における飽和潜水の現場の視察等を行った。なお、平成 25 年度は、専門家の日程調整の困難、主要専門家の体調不良により、委員会は開催できなかった。 ・なお、測定士試験についても新たに識別値を算出するシステムを導入した（平成 24 年度）。 ・厚生労働省及び財務省間の調整等に時間を要したため、当初予定（24 年度中）より遅れ、平成 25 年 6 月に購入、8 月に登記手続きを完了した。 ・移動式クレーン、溶接機等各センターで使用している国所有の備品についても、平成 25 年度末までに購入を完了した。 ・センターの長期の使用を可能とするため、大規模修繕工事計画の策定を開始した。
	指定試験機関として安定的かつ効率的に試験を実施するため、平成 24 年度中に 7 つの安全衛生技術センターの購入を行う。 センター購入後の効率的な維持、管理について検討を行う。	
2. 公益財団法人への移行	国民からの信頼を維持し続けるために公益財団法人への移行を目指す。平成 25 年 4 月 1 日での移行を目標とする。	計画通り、平成 25 年 4 月 1 日付けで移行を完了した。
3. 効率的な業務運営	契約の見直し、修理・修繕の積算の精査、旅費交通費の節減などにより、センター購入に伴い増加する費用（租税公課、減価償却費等）の増加分を除き、中期計画最終年度の経常費用を平成 22 年度実績に比べ、9%削減する	種々の経費節減に努め、センター購入に伴う増加分を除き、平成 22 年度に比較して、平成 24 年度実績では 7%の減少、平成 25 年度実績では、当初の計画目標 9%を上回り 11%の削減となった。

(1) 組織・運営体制の整備 (2) 業務の効率化 (3) 労働安全・労働衛生 コンサルタント試験、作業 環境測定士試験の収支改 善対策	ことを目指す。 新規に登録業務が加わったが、最小限の人員で対応することとし、平成 24 年度は職員数 88 人とする（平成 21 年度は 90 人） 中期計画期間を通じて、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 業務を横断的に対応することができる職員の育成に努めるとともに、問題作成手順の見直し、事務処理の見直し、受験者管理システムの改善を継続的に行う。 以下の改善対策を進める。	・計画通りの人員で対応した。 人件費については、計画の最終年度である平成 25 年度は 764,574 千円となり、平成 22 年度実績（847,374 千円）と比べ、82,800 千円（9.8%）の減少となった。 ・測定士試験等において、試験委員の内部化、問題原案作成の内部化を進めた。 ・効率的に試験事務処理が行えるよう、①受験者照会検索の拡充 ②問題別肢選択表への平均得点率の表示（免許試験）等、受験者管理システムの改修を行った。また、システムの効率化を図るため他の試験システムの現状を把握し、社会ニーズに合った受験者管理システムが構築できるよう研修を行い、システムについての専門的知識を有する職員の育成に努めたところであり、今後も引き続きシステムの改善に努める。 ・中期計画に定める改善対策の実施に努力した。
---	--	---

①コンサルタント試験 イ. 試験会場の変更 ロ. 外部委嘱試験員の数の削減 ハ. 記述試験の多肢選択試験への変更 ニ. 会議関係経費、旅費等の削減 ホ. 試験実施方法、受験資格等の観点からの検討 ②測定士試験 イ. 試験員会開催回数の削減 ロ. 協会職員の試験員としての活用により外部委嘱試験員の削減 ハ. 会議関係経費、旅費等諸経費の削減	受験者へのサービスに配慮しつつ、筆記試験の東京会場を変更する。 協会職員を試験員として活用することにより、外部試験員の数を削減する。 記述試験を多肢選択試験への変更が可能かどうか検討する。可能であれば多肢選択試験に変更する。 厚生労働省とも綿密な協議をしながら検討する。 事務局員の能力向上に努め、試験員会の開催回数を、中期計画期間中に現行 41 回を 33 回にまで減らす。 外部委嘱試験員の削減を行うとともに、職員 1 名を試験員として登用する。	平成 24 年度から筆記試験の東京会場を都市センターホテルから、東京流通センターに変更した（約 120 万円の節約） 平成 24 年度に、職員の試験員の担当科目を 1 科目から 2 科目に増やし、事務局が試験問題原案を作ることにより、外部試験員の数を 2 名削減した。 ・平成 24 年度、25 年度において検討を継続した。今後も引き続き検討が必要。 ・引き続き会議関係経費、旅費等の削減に努力した。 ・記述試験から多肢選択試験への変更等について厚生労働省と協議。 ・平成 24 年度には、問題作成の内部化を進め、試験員会の開催回数を 35 回にまで減らし、25 年度には、これを 33 回にまで減らした。 ・平成 24 年度に、職員 1 名を試験員として登用し、25 年度には当職員の担当科目を拡大した。 ・引き続き会議関係経費、旅費等の削減に努力した。
--	---	--

(4) 契約・調達の効率化	契約については、一般競争入札を原則とし、これによらない少額の消耗品調達等においてもインターネットの活用等により効率的な調達に努める。 受験者の利便性にも配慮しつつ、コストの安い会場の選択を検討し、入居している賃貸ビルの会議室等の縮小、賃料引き下げ交渉により、賃貸料の削減に努める。	・平成 24 年度は、競争入札を実施しなければならない規模の修繕等はなかったが、本部複写機の購入に当たっては、競争入札を実施した。平成 25 年度は、①北海道センターの屋上防水工事、②中部センターの空調機器設置工事、③受験者申請書の印刷、④圧着用紙の購入及び⑤パソコンの購入についてそれぞれ競争入札を実施した。 ・会議はできるだけ本部内で開催し、コンサルタント試験の東京会場を東京流通センターに移す（再掲）など、安価な会場への移行を進めた。また、平成 24 年度から本部が入居している賃貸ビルの賃貸スペースを縮小し経費の削減を図った。
(5) 受験者管理システムの適正な運用	中期計画の期間中を通じて、データ共有化を推進し業務の効率化及び経費の節減に努める。	・試験事務の情報や受験者のデータを受験者管理システムにより一元管理し効率的な運用に努めた。また、受験資格廃止に関する法令改正に伴うシステムの改修及び適正な試験事務処理を行うため継続的にシステムの改修を行った。 ・システムの効率的運用によって、組織の増員を抑え、経費の節減に資している。
4. 受験者等に対するサービスの充実 (1) 広報活動の積極的な展開	受験者が円滑に受験できるように、的確な広報に努める。 分かりやすい試験案内、登録申請等に必要な情報を的確に掲載するなどホームページの充実に努めるとともに、	的確な広報に努めた。 ・ホームページの充実に努めるとともに、試験問題、合格者一覧のホームページへの掲載、及び不合格者

(2)特別な配慮の必要な受験者への対応	試験問題、合格者一覧のホームページへの掲載、及び不合格者に対する得点通知を引き続き行う。 身体に障害を有するなど要配慮受験者に対しては、拡大試験問題の使用、別室での受験等、適切な配慮を行う。 平成 23 年度における要配慮受験者数 85 名（参考）	に対する得点通知を行った。 ・平成 24 年度に、測定士試験において第 2 種は合格したが第 1 種の科目に不合格となった者を不合格者として処理し、不合格の科目の結果を通知するようにした。 ・該当する受験者に対しては、試験実施に際し配慮に努めた。平成 24 年度、25 年度においては、身体の障害等により配慮を行った受験者は、それぞれ 92 名、99 名であった。25 年 8 月には視覚障害者に対する追加試験（音声テープによる）を実施（再掲）。
5. 機密事項の漏洩防止対策の徹底	一層のセキュリティ対策を推進し、中期計画中の試験問題漏洩の件数及び受験者の個人情報の漏洩の件数をそれぞれゼロとする。	・平成 24 年度においてはゼロ件を達成した。 ・平成 25 年度においては、受験票の誤送付が 2 件発生した。ただちに、受験申請者本人等に連絡を取り、謝罪とともに原状復帰を行った。
6. コンサルタント及び測定士の登録事務の実施	平成 24 年 4 月 1 日より当協会に移管した登録事務については、申請者に対するサービスと的確な業務遂行に心がけ、移行時期におけるクレーム件数をゼロとする。	登録に関する「登録事務細則」を策定し、円滑な移行に心がけた。移行時期におけるクレーム件数はゼロ、その後においてもクレームはない。 新規登録、書換、再交付を併せた件数は、次のとおり。 平成 24 年度 測定士 1,053 件 コンサルタント 364 件 平成 25 年度 測定士 1,182 件 コンサルタント 411 件
7. 国との緊密な連携と受験者の動向、有資格者の需	・厚生労働省との間で、定期的に情報交換を行い、行政施策と連動した的確な業務運営を図る。	・厚生労働省との連携を図るために、コンサルタント試験、測定士試験等の運営、平成 25 年度事業計画、

要状況の把握	・中期計画期間内に、協会全体として適切なアンケート調査を企画し、実施する。また、調査結果は国に提供する。	平成 26 年度事業計画の策定等について協議した。 ・平成 24 年度、25 年度にわたって、受験者に対するアンケート調査を行い、受験者の受験動機、企業の受験勧奨、受験料補助等について調査を行った。なお、調査結果の集約・解析を行い、国に報告している。
8. 職員研修等の充実	・中期計画期間中に、新規採用職員及び中堅職員に対する研修プログラムを設け、これを実施する。 ・必要な資格取得、人事異動等を計画的に実施し、職員の中長期的育成を図り、適正な試験員を計画的に養成・確保する。	・平成 24 年度には、採用後 3 年程度の職員を対象とした初任時研修プログラム及びテキストを作成し、12 月と 2 月の 2 回に分けて、計 14 人に対し実施。 ・25 年度には、中堅研修プログラム、テキストを作成し 12 名に対して中堅研修を実施した。 ・平成 24 年度、25 年度を通じて、試験問題検討会に、安全衛生技術センターの中堅職員を参加させ、試験問題作成のノウハウや知識の獲得に努めさせた。 ・平成 25 年度からは、本部の試験問題作成部門にプロパー職員を配置して、実地に試験問題の作成を行わせるとともに、部内的な能力開発の場を設定するようにしている。

「(公財) 安全衛生技術試験協会 第2期中期計画」のポイント

○ 基本的な考え方

- ・ 平成25年4月1日より、「公益財団法人」として新たにスタートしたこと、平成25年8月までに全国7カ所の安全衛生技術センターを購入したこと等を踏まえ、今後は新体制のもと、協会の業務全般にわたって、事業実施方法や調達の見直し、経費に縮減についてのさらなる努力を継続するとともに、試験コスト縮減に向けた効率的かつ効果的な業務運営を図る。

○ 計画期間

平成26年度を初年度とする3カ年計画（前期中期計画は2カ年）

○ 第2期中期計画のポイント（前期計画からの改善点等）

1 試験事務の的確な実施

- ・ 問題作成担当者の積極的な相互研鑽による試験問題作成能力のさらなる向上
- ・ 医学の専門家等からなる外部専門家を交えた新たな検討委員会の設置による良質な試験問題の確保（衛生管理者関係）
- ・ 購入した7センターの適切な維持活用を通じた安定的かつ効率的な試験実施に向けた諸条件の整備

2 効率的な業務運営

- ・ センター購入によって増加する修繕費等を除いた削減目標（平成24年度比2.5%削減）の設定
- ・ 作業環境測定士試験において前期計画を通じて削減した試験員会の開催回数の維持（年間33回）
- ・ 協会職員の試験員としての活用及び試験員である協会職員の担当科目拡大を通じた会議関係経費の縮減

3 受験者に対するサービスの充実

- ・ 試験問題公表に係る正答の公表についての検討
- ・ 免許試験（一部の試験）の全センターでの休日試験実施

4 職員研修等の充実

- ・ 新規採用職員等に対する本部における統一的かつ計画的な研修の実施及び中長期的育成プランに従った資格取得の促進と実務経験を積むための人事異動等の計画的実施

5 その他

- ・ 国との密接な連携と受験者動向等の把握、契約・調達の効率化、機密事項の漏洩防止対策の徹底等を通じた効率的かつ効果的な業務運営

第2期中期計画

I. 基本的考え方

我が国の労働災害は、長期的には減少をしてきてはいるものの、在来型の災害が依然として跡を絶たない状況の中で、職場でのメンタルヘルスや過重労働の問題、また1,2-ジクロロプロパンをはじめとする化学物質による職業がんなどの重篤な疾病の発生など、今なお多くの課題を抱えている。

最近の労働災害の発生状況をみると、死亡災害については、平成21年を底にして以降は増減を繰り返し、また死傷災害については平成22年以降増加に転じており、平成24年には、死亡者数1,093人、休業4日以上死傷者数119,576人に上っているなど、今後も継続して、安全衛生に関する活動を強化していく必要性にせまられている。

このような状況の中で、当協会は、労働安全衛生に関する免許試験制度等の試験機関として、労働災害の防止のために応分の貢献を果たして行くべく、今後の3年間について、以下のような基本的考え方のもとに、的確な事業運営を行っていくこととする。

1. 当協会の責務

我が国の安全衛生の水準向上のためには、安全衛生を推進する人材、なかでも危険有害な業務、安全衛生のための指導的立場に立つ業務に携わる優秀な人材を確保していくことはきわめて重要であり、法令に基づく免許・資格制度の果たす役割は大きい。

このため、労働安全衛生法等に基づく免許・資格試験を国に代わって行う指定試験機関の責任は大きく、当協会としては、このような責任を十分に理解して、公正、安定的、かつ効率的な試験事務を実施することが当協会の責務であると認識して、今後3年間の運営に取り組むこととする。

2. 受験者数の予測と行政との連携

近年の受験者数の動向をみると、いわゆる2007年問題（団塊世代の退出）により平成20年度にピークを迎えた受験者数は、その後減少に転じ平成22年からは例年ほぼ横ばいの状況が続け、さらに平成25年に入ってから、前年に比べ若干の減少で推移している。

平成25年度以降、我が国経済は若干の持ち直しの傾向が見られるものの、製造業の海外移転などは継続して進められており、これらの当協会が行う各種試験に対する受験者数への影響は、これを推測することが難しい状況である。このため、第1期中期計画と同様、本計画における受験者数の見込み予測は、直近3年間の増減率を参考として計画を策定する。

また、受験者の動向、企業等におけるニーズの把握については、継続的にこれに取り組み、今後の協会運営に役立てるとともに、行政当局とも情報交換を密にしていくこととする。

3. 今後の協会運営に対する考え方

平成 22 年の厚生労働省内事業仕分けをはじめとして、当協会に対しては、その法人としての位置付けの明確化、安定的な試験実施体制の確保などが要請されている。

当協会の行う事業の公的な性質を鑑み、当協会の法人としての位置付けを「公益財団法人」として、平成 25 年 4 月 1 日をもって新たにスタートしたのをはじめ、安定的な試験実施体制の確保のために、全国 7 カ所の安全衛生技術センターの購入を平成 25 年 8 月までに完了したところである。

今後は、この新しい位置付けと体制のもとに、当協会の業務全般にわたって、事業実施方法や調達の見直し、経費の縮減についてのさらなる努力を継続していくこととする。

なお、当協会の受託している試験においては、免許試験のように職種によって受験者数にばらつきが存在するものがあるが、試験事務を包括的に受託することによって得られる事務資源の効率的配分の効果を高め、かつ受験者数の多寡による受益者（受験者）負担の不均衡を是正する観点から、各種試験のコストは実施する試験職種を包括的に考慮して算定するべきであるとの考えのもとに、今後、試験コストの縮減に向けて効率的かつ効果的な業務実施を心がけるものとする。

4. 第 2 期中期計画の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の 3 年間とする。

II. 重点的実施事項

1. 試験業務の的確な実施

(1) 試験業務の実施

イ. 試験の実施

免許試験（18 種類）、労働安全・労働衛生コンサルタント試験、作業環境測定士試験については、受験者数の動向、企業の人材ニーズ等を踏まえ、各年度の試験実施計画を策定し、これに基づき適切に実施する。なお、免許試験については、受験者数の推移を見つつ必要があれば追加の試験を実施して受験者のニーズに対応する。なお、各センターにおいては、週日に加え休日での試験実施を行う。（試験実施計画は別記 1 参照）

ロ. 学生等に対する試験の実施

高等学校、刑務所等から、出張特別試験の実施の要請がある場合には、積極的に対応する。（別記 2 参照）

ハ. 試験実施に伴う過誤事案の発生防止

試験実施にあたっては申請書類の厳正な審査、当日の本人確認の徹底など、公正で正確な試験実施を行う。試験実施に伴う過誤事案の発生は、本計画の期間中を通じて、ゼロ件とすることを目標とする。

（２）良質な試験問題の確保

イ．内容等に関する不適切な試験問題の発生防止

試験問題の作成にあたっては、問題作成担当者間の相互チェック、各種試験委員会の適切な運営、問題審査体制の確保を継続して、試験問題の内容等に関する不適切事案の発生は、本計画の期間中を通じてゼロ件とすることを目標とする。

ロ．試験問題の質の確保

試験問題の作成は、問題作成担当者間での十分な検討、必要に応じて外部の専門家の意見を聞く等により、良質な試験問題の作成に努力する。また、試験の得点、合格率、さらに問題ごとに算定された識別値等も目安として試験結果の検討を行い、今後の問題作成の参考とする。

また、安全衛生に関する動向に配慮しつつ、試験問題の充実を図ることを目的として試験問題検討会等を計画的に開催するとともに（別記３参照）、問題作成担当者の相互研鑽の機会を積極的に設けることにより、試験問題作成能力のさらなる向上を図ることも行う。なお、衛生管理者については、これまでの衛生管理者試験問題検討会に加え、医学の専門家等の外部専門家を交えた新たな検討委員会を立ち上げることとする。

（３）安定的かつ効率的な試験実施に向けた諸条件の整備

労働安全衛生法に基づく免許資格等の性格上、当協会の業務は高い公益性があるとともに、かつ当協会が行う試験については常に安定的かつ効率的な実施が確保されている必要がある。

このようなことから、上記３で述べたように、平成 25 年 4 月 1 日をもって、当協会の位置付けを「公益財団法人」に移行し、また同年 8 月までに全国 7 カ所の安全衛生技術センターを国から購入、取得したところである。

本計画期間中には、各センターを購入した際には、国の管理対象としての区分が異なっていたため、その対象として含まれていなかった移動式クレーン、一部の天井クレーンなどの重要品目の購入を進め、各センターの所有権移転の課題を完了する。

なお、購入後の各センターについては、その適切な維持と活用を図るため、大規模修繕のための引当金等の予算的配慮と日常の適切な維持管理の業務を行っていく。

２．効率的な業務運営

試験の受験者は、受験者数は横ばいないし若干の減少で推移している中で、今後の当協会の財務状況は決して楽観を許さないものがある。また、法律に基づく国家試験の試験事務を代行する当協会の性格上、支出経費については、できるだけこれを節減していく努力を継続していく必要がある。一方、平成 25 年度に購入したセンターにかかる固定資産、物品等の管理が重要となり、また購入した 7 センターは築後 25 年～33 年を経ても

り、今後、計画的な修理、修繕が急がれることから、施設等の管理体制の早急な整備が必要である。

本計画期間における経費節減については、センター購入によって増加する修繕費、減価償却費、租税公課を除き、また消費税増税等の影響も除外して、本計画最終年度において平成 24 年度実績に比べ、2.5%の削減を目指す。

(1) 組織・運営体制の維持

当協会の業務の実施については、必要最小限の人員で対応しつつ、人件費については、その抑制を図ることとする。

(2) 業務の効率化

適切な人事計画、研修の実施等を通じて、業務に対して横断的に対応することができる職員の育成に努めるとともに、事務処理方法の見直し、受験者管理システムのさらなる活用を通じて、試験事務の効率化を図る。

(3) 労働安全・労働衛生コンサルタント試験、作業環境測定士試験の効率的実施

本計画期間中に以下の措置を行うことにより、効率的な実施に努力する。

①労働安全・労働衛生コンサルタント試験

第 1 期計画においては、試験会場の変更、外部委嘱試験員の内部化等を進めたが、今期計画においては、以下のとおり収支改善の努力をする。

イ. 記述式試験の多肢選択試験への変更

現行の記述式試験の多肢選択試験への変更が可能かどうか検討する。可能と判断されれば、筆記試験のうち記述試験により行っている部分を多肢選択試験に変更する。

ロ. 外部委嘱試験員の数の削減

協会職員を試験員として活用することにより、外部委嘱試験員の削減を行い、委員会関係経費等の削減を図る。

ハ. 会議関係費、旅費等諸経費の削減

②作業環境測定士試験

測定士試験については、試験員会の開催回数を 41 回から 33 回に削減したが、今期計画においては、以下のとおり収支改善の努力をする。

イ. 試験員会回数の維持

今期計画期間中も、引き続き試験員会の開催回数を年間 33 回に維持する。

ロ. 協会職員の試験員としての活用の拡大

試験員である協会職員の担当科目を拡大して、会議関係経費の縮減を図る。

ハ. 会議関係経費、旅費等諸経費の削減

(4) 契約・調達効率化

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）を踏まえ、引き続き一般競争入札を原則とする。また、消耗品等低額のため一般競争入札によらないものについては、インターネットの活用等により、もっとも効率的な調達に努める。また、各種試験の試験会場は、受験者の利便性に配慮しつつ最もコストの低い会場とするよう努力する。

(5) 受験者管理システムの適切な運用

受験者管理システムは、受験者の情報を一元的に管理する新たなシステムとして平成 23 年 2 月に導入し、本部とセンター間でデータの共有が可能となり円滑な運用に努めてきた。計画期間中も継続して適正かつ試験業務が効率的に運用できるようにシステムの改修を行うほか、システムのハードを高機能のものに更新し効率化に努める。

3. 受験者に対するサービスの充実

(1) 適切な広報活動

試験制度に関する最新の情報、地域の実情及び受験者ニーズの把握に努め、的確な広報に努める。このため、わかりやすい試験案内、登録申請時等に必要な情報を的確に掲載するなどホームページの充実に努める。

試験問題及び合格者一覧のホームページへの掲載及び試験不合格者に対する得点の通知を従来に引き続き実施するとともに、試験問題の公表はすでに行っているが、選択試験については正答も示して公表することを検討する。

(2) 特別な配慮が必要な受験者への対応

身体に障害を有するなど特別な配慮が必要な受験者に対しては、点字による試験実施など必要に応じて適切な配慮を行う。

4. 機密事項の漏洩防止対策の徹底

試験問題及び個人情報に関する機密事項の漏洩防止対策については、作成したマニュアルに基づき、その徹底を図るとともに、常にマニュアルの見直しを行い、一層のセキュリティ対策を推進する。試験問題の漏洩の件数及び受験者等の個人情報漏洩の件数を、計画期間を通じて、それぞれゼロ件とすることを目標とする。

5. コンサルタント及び測定士の登録事務の的確な実施

平成 24 年 4 月より当協会に移管されたコンサルタント及び測定士の登録事務については、計画期間中にシステム化することによって厳格な管理を行い、公正かつ効率的な登録事務の実施に努める。また登録に関する過誤の発生件数を、計画期間中を通じてゼロ件とすることを目標とする。

6. 国との密接な連携と受験者動向等の把握

厚生労働省との間で、労働安全衛生行政の方向性、試験事務の実施に関する事項等について情報交換を行い、行政施策と連動した的確な業務運営を図る。

各試験の受験者の動向、企業等の人材ニーズの把握等について、今期計画期間中に再度アンケート調査を実施する。

調査の結果は、当協会の今後の運営に活用するとともに、今後の行政施策の検討のための基礎資料として国に対しても提供する。

7. 職員研修等の充実

前期計画に引き続き、新規採用職員等に対する初任時研修、中堅職員に対する中堅研修を、本部において統一的かつ計画的に実施するとともに、職員の有する試験問題作成能力の向上のための施策の充実に努める。

さらに、個人別キャリアプランの策定とその育成プログラムに従った資格取得の促進、実務経験を積むための人事施策・人事異動を計画的に実施、職員の中長期的育成を図る。

別記 1. 試験実施計画

(1) 免許試験

平成 26 年度は、以下の計画により各センター及び 43 の都道府県において、免許試験を実施する。なお、このうち、出張特別試験については、43 都道府県の 72 地区において実施する。

学科試験 807 回

実技試験 285 回

なお、受験者数としては、平成 26 年度は学科試験 177,050 名、実技試験 6,840 名を見込むこととし、平成 27 年度及び 28 年度の実施計画については、学科試験受験者の動向等を考慮して、それぞれの前年度内に決定することとする。

(2) 労働安全・労働衛生コンサルタント試験

本計画期間中の各年度において、労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験をそれぞれ 1 回ずつ実施。

平成 26 年度の実施予定は次のとおり。

筆記試験 関東センターをのぞく 6 つの安全衛生技術センター及び東京都内 1 会場、計 7 会場で実施、実施日は平成 26 年 10 月 21 日。

口述試験 平成 27 年 1 月 13 日及び 14 日に大阪で実施

平成 27 年 1 月 27 日～29 日に東京で実施

平成 26 年度は、筆記受験者数 1,140 名、口述試験受験者数 250 名を見込んでいる。

(3) 作業環境測定士試験

本計画期間中の各年度において、第1種作業環境測定士試験を1回、第2種作業環境測定士試験を2回実施。

平成26年度の実施予定は次のとおり。

第1種作業環境測定士試験

26年8月20日及び21日に7つの安全衛生技術センター及び東京都内1カ所の計8会場で1回実施

第2種作業環境測定士試験

1回目は、7つの安全衛生技術センター及び東京都内1カ所の計8会場で実施、実施日は26年8月20日。2回目は7つの安全衛生技術センターで実施、実施日は平成27年2月16日。

平成26年度の受験申請者数は、第1種測定士1,150名、第2種測定士1,620名を見込んでいる。

別記2：高等学校、刑務所等における試験の実施

平成25年度における実施回数及び受験者申請者数はそれぞれ以下のとおり。

- | | | | | |
|-----------------|------|-----|------|--------|
| ①高校生（2級ボイラー等） | 実施回数 | 21回 | 申請者数 | 3,280人 |
| ②刑務所（1、2級ボイラー等） | 実施回数 | 24回 | 申請者数 | 301人 |

別記3：試験問題の質の確保のための検討

以下の検討会、試験委員会等を各年度開催し、標準的な試験問題の整備、職員の能力向上等を図る（年度ごと）。

(1) 試験問題検討会等

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 衛生管理者試験免許試験に係る試験問題検討会 | 6回 |
| （本部及びセンター職員によるもの、及び本部職員のみによるものそれぞれ3回） | |
| 潜水士免許試験検討委員会 | 2回 |
| （本部職員及び外部専門家による） | |
| 衛生管理者免許試験検討委員会 | 1回 |
| （本部職員及び外部専門家による） | |

(2) 出題用試験問題作成のための専門委員会等

a. 労働安全・労働衛生コンサルタント試験専門委員会

機械、電気、土木、化学、建築、健康管理、労働衛生工学の7つの区分についての筆記試験の問題作成のために36回の試験専門委員会（座長会議6回、分科会30回）を開催。

b. 作業環境測定士試験委員会

労働衛生一般、関係法令、デザイン・サンプリング、分析概論、鉱物性粉じん、放射性物質、特定化学物質、金属、有機溶剤の 9 科目の問題作成のために合計 33 回（前期 24 回、後期 9 回）の試験委員会を開催。

c. 特級ボイラー試験問題検討委員会

構造、取扱、燃料、法令の試験問題作成のために合計 5 回の委員会を開催。

別記 4. 登録事業による登録見込件数

労働安全・衛生コンサルタント	新規	300 件、変更・再交付	70 件
作業環境測定士	新規	640 件、変更・再交付	520 件

「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」（平成23年10月 総務省）（抄）

3 申請手続の負担軽減等の推進

【調査結果】

（3）利用者への配慮

- ⑤ 資格試験については、資格者として習得すべき知識・技能の目安を受験者に示すとともに、試験の透明性・客観性を確保する観点から、試験問題及び解答を積極的に無償で公開することが重要であると考えられる。

今回、試験合格が資格取得要件となっている55資格制度について、試験問題及び解答の公開状況を調査したところ、過去数年間分の試験問題及び解答をインターネットにより無償で公開しているものが11制度（20.0%、宅地建物取引主任者等）みられた。

しかしながら、その一方で、次のi)からiii)までのとおり、インターネットによる無償の公開が可能であると考えられるにもかかわらず、全く公開していないもの、有償で公開しているものなど不十分な公開状況となっているものが44制度（80.0%）みられた。

- i) 試験問題及び解答を全く公開していないもの（危険物取扱者等8制度（14.5%））
- ii) 試験問題及び解答について、いずれか一方の公開にとどまっているもの、直近1回分の公開にとどまっているものなど必要と考えられる情報の一部しか公開していないもの（ボイラー技士等29制度（52.8%））
- iii) 試験問題及び解答について、請求があった場合に手数料を徴収して公開しているものや書籍として販売しているものなど有償で公開しているもの（気象予報士等7制度（12.7%））

【調査結果】

（3）利用者への配慮

- ① 試験や講習の日程、カリキュラムについて、受験者等の意向、要望等を考慮し、利用しやすいものとなるよう見直すこと。（国土交通省）
- ② 手数料等の内訳・割引条件・割引額、資格取得要件など制度を利用するに当たり必要となる基本的な情報を的確に利用者に提供すること。（厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

また、過去の試験問題やその解答について、インターネット等により積極的に無償で公開すること。（総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）

平成26年6月26日
(公財) 安全衛生技術試験協会

解答の公表について

(財) 安全衛生技術試験協会は、試験実施の立場からは、以下の理由により、できましたら解答を公表しないことにしていただけたらと考えます。

1. 受験者の真の能力の測定が難しくなるのではないか

労働安全衛生に関する試験については、危険有害な業務に就こうとする労働者とその危険有害性に適切に対処する能力を身に付けているか、受験者の能力を適切に測定する必要があります。

しかしながら、解答を公表することによって、受験準備が過去問、特に過去問の正解肢の暗記に偏ってしまい、たとえ合格したとしてもその能力は、テキストをまんべんなく事前に学習して試験に臨み合格した人に比べ、知識の幅、深みにおいて及ばない可能性があります。

このようなことによって、危険有害業務には十分な能力を有した労働者に従事させるという行政の目的に沿ったものではないかも知れないという懸念もあります。

2. 過去問題の重要性

過去問題に偏った学習にならないよう、新規の問題を多く出題することについては、新規問題を無限に作り続けていくことは難しいこと、また、新規問題は、試験問題としての実績がないため、適切な難易度が確保できないなど、やはり実績のある過去問の重要性は高いと考えます。

外国では、新規の問題は採点対象から除いて解答状況を調査し、その結果を踏まえて、採点対象問題に追加するか検討する、という手続きを経ているところもあります。

以上のとおり、過去問についての情報の公開は一定程度にとどめておくことができればありがたいという考えをもっています。

試験実施の立場からの正直な考えは以上のとおりですが、一方で、受験者が学習しやすいように環境を整備し、より多くの方が資格を取得して安全衛生の水準を向上させるという大きな行政目的があることも認識しております。

厚労省から指定を受けて安全衛生行政のお手伝いをさせていただいている立場から、協力できたらと思っております。

各種試験の問題及び解答の公表状況(安全衛生技術試験協会調べ)

試験方法	合計試験数	問題公表試験数			非公開試験数	解答公表試験数	非公開試験数
			ホームページ上	問題持帰り可			
択一式	42	41	35	6	1	38	4
選択式	1	1	1	0	0	1	0
記述式	4	4	4	0	0	0	4
他(短答)	1	1	1	0	0	1	0
合計	48	47	41	6	1	40	8

(注) 択一式と選択式、択一式と記述式等複数の試験方法を組み合わせた試験については、それぞれの方式を1つの試験として合計した。